

「貸事務所業のベンチマーク制度の評価及び作業負荷の 改善に向けた調査」への御協力をお願い

平素より、経済産業行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課では、平成20年度よりエネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下、省エネ法）に基づくベンチマーク制度※の対象業種の拡大を進め、貸事務所業については平成30年4月より導入されております。

本調査は、貸事務所業のベンチマーク制度の評価及び作業負荷の改善に向けた検討を行うため、事業者様の対応状況や制度運用の実態についての情報収集を目的に実施するものです。調査は、みずほ情報総研株式会社に委託して行い、いただいた個別の情報は適切に管理し、個社名が特定される形では開示致しません。また、ご回答いただいた内容は上記目的にのみ活用し、定期報告書の内容検証や是正措置等には一切使用しません。

調査の趣旨をお汲み取りの上、是非調査票に御回答くださいますよう、よろしくお願い致します。

【本件に関するお問合せ先】

- ・本調査に関するお問い合わせ

みずほ情報総研株式会社 環境エネルギー第2部 環境エネルギー政策チーム

担当：河西（かわにし）、羽島（はじま）

TEL：03-5281-5457 FAX：03-5281-5466 E-mail：benchmark01@mizuho-ir.co.jp

- ・省エネ法ベンチマーク制度に関するお問い合わせ

経済産業省資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 省エネルギー課

担当：久保山（くぼやま）、畑（はた） TEL：03-3501-9726

※ベンチマーク制度

特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者が中長期的に達成すべき省エネルギーの目標を業種共通の指標（ベンチマーク指標）を用いて設定し、省エネ取組が他者と比較して進んでいるか遅れているかを明確にすることで事業者の省エネ努力を促す制度です。